事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	消防車両整備事業		

事業概要	国が示す消防力の整備指針に基づき老朽化したはしご付消防自動車、資機材搬送車、救急自動車及び高度救命処置用資機材を更新整備します。 また、老朽化した消防団車両６台を更新整備します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	業者打合せ	検討	■	■										
2	仕様書作成	検討	■	■										
3	入札・契約事務	伝票処理・契約事務	■	■	■	■								
4	車両制作	検討		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	中間検査	中間検査								■	■	■		
6	登録事務	事務作業全般												■
7	完成検査	完成検査												■
8	運用開始	運用開始												■
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・消防力の整備指針 第１条２項　市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとする。

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	非常備消防管理事務		

事業概要	消防団の適正な運用を確保するため、消防団員の服務に関する事務及び消防団の福利厚生に関する事務を行います。 条例に基づき消防団員への報酬、公務災害等補償費及び退職報償金の支給事務を行うとともに、被服及び安全装備品の見直しを行い貸与します。 また、勤務成績が優秀な消防団員や消防、防災活動上抜群の功労があった消防団員への各種表彰に関する事務を行い、消防団員の志気高揚を図ります。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	神奈川県消防協会関連事務	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	消防団互助会関連事務	事務作業全般	■	■						■				■
3	消防団員加入促進に関する広報	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	消防団表彰に関する事務	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	消防団員報酬支給事務	事務作業全般							■					■
6	消防団員退職報償金支給事務	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	新入団員被服貸与	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	消防団員の服務に関する事務	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・消防組織法 第２３条　消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律の定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員は条例で定める。 ・茅ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 第１３条　団員には、別表第１による報酬を支給する。 第１７条　団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に退職報償金を支給する。

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	消防車両維持管理事務		

事業概要	安全な消防活動を実現するために、定期的に消防車両及び消防資機材を点検し、必要に応じ修繕を行います。特に、専門的な知識を有する点検業務に関しては、専門業者に委託し維持管理を図ります。 また、消防車両の運転に従事する職員に対して、交通安全指導及び必要な運転知識の情報発信を定期的に行い、消防車両等の安全な運行に努めます。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	消防車両定期点検	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	消防車両修繕対応	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	消防機械器具等の点検・整備・修繕対応	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	安全運転管理者会関連事務	事務作業全般	■	■	■						■			
5	事故防止対策の推進	通知等発送	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・道路交通法 第７４条の３　自動車の使用者は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。 ・道路運送車両法 第４８条　自動車の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	消防団活動事務		

事業概要	消防団を対象とした実践的な訓練研修を企画、実施することで、地域防災の中核を担う消防団活動の技術向上を図るとともに、活動環境を整備するため、消防団員の装備品等の見直しを行います。 また、火災・警戒・訓練・講習等の出動報酬支給に関する事務の管理を行うほか、新入団員の確保に向けた加入促進及び消防団活動への理解を一層深めるための広報活動を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	訓練研修等の企画	検討	■	■	■		■		■	■	■		■	
2	訓練研修等の実施	訓練研修等の実施	■		■	■		■		■	■	■		■
3	装備品の貸与	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	出動報酬支給事務	事務作業全般							■					■
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	消防団操法訓練事業		

事業概要	隔年開催される神奈川県消防団操法大会出場へ向けての準備及び訓練を実施し、消防団員の志気の高揚及び消防活動技術の強化を図ります。また、このことにより、さらなる地域防災力の向上を図ります。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	訓練計画の策定	検討										■		
2	職員の指導による研修・訓練の実施	研修・訓練											■	■
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	消防団施設・設備維持管理事務		

事業概要	消防団の継続的な運用が可能となるように、消防団器具置場及び消防団車両の定期点検及び必要な修繕を実施するなど適切な維持管理を行います。 また、茅ヶ崎市公共施設等総合計画及び茅ヶ崎市消防車両・消防資機材中長期整備指針に基づき順次計画的に大規模な改修を行い、施設の長寿命化を図ります。 その他、大規模災害時の消防団活動拠点となる消防団器具置場へ非常用飲料水及び非常食を配備します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			5	4	4	3	4	3	3	4	3	3	3	5
1	消防団車両定期点検	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	消防団車両修繕対応	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	器具置場定期点検	事務作業全般		■			■			■				
4	器具置場修繕対応	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	器具置場借地契約事務	伝票処理・契約事務	■		■									■
6	非常用飲料水、非常食の配備	備蓄飲料等の整備	■											■
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	消防水利維持管理事務		

事業概要	迅速な消火活動を可能とするため、消防水利（消火栓及び防火水槽）を常時使用できるよう点検、必要な修繕など維持管理を行います。特に、消火栓については水道事業者と連携を図り、適切な維持管理ができるよう事務を遂行します。 また、消火栓に付随する消火栓表示ラインの塗装や防火水槽敷地の舗装、フェンス修繕を併せて行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	水道事業者との協定締結	伝票処理・契約事務	■											
2	翌年度協定準備（内容確認等）	統計調査・集計										■	■	■
3	防火水槽の借地契約・支払い等	伝票処理・契約事務	■								■	■	■	■
4	点検結果の集約、修繕等の執行	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	消火栓表示ライン塗装に係る調査	現場調査・訪問	■	■	■	■	■	■	■					
6	消火栓表示ライン塗装執行	伝票処理・契約事務								■	■	■	■	
7	防火水槽フェンス修繕	伝票処理・契約事務								■	■			
8	防火水槽敷地舗装	伝票処理・契約事務		■	■									
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・消防法第20条第2項 消防に必要な水利施設は当該市町村がこれを設置し、維持及び管理するものとする。ただし、水道については、当該水道の管理者がこれを設置し、維持及び管理するものとする。 ・水道法第24条第2項 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	救急隊員育成事業		

事業概要	救急救命士が高度化する救急救命処置に対応することを目的に、最新の救急医療を学び、質の高い救急業務を維持するため、各種研修及び病院実習を計画的に実施します。 また、救急隊員の指導的な立場となる指導救命士を養成し、署内教育を充実させ、救急隊員の知識、技術の維持・向上を図ります。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	指導救命士養成研修	事務作業全般	■	■	■									
2	救急救命士再教育病院実習	事務作業全般	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
3	救急救命士就業前病院実習	事務作業全般	■	■	■	■	■							
4	救急救命士気管挿管病院実習	事務作業全般	■	■									■	■
5	救急救命士ビデオ喉頭鏡病院実習	事務作業全般	■	■				■	■					
6	救急救命士気管挿管再教育病院実習	事務作業全般	■	■								■	■	
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	救急救命士法 （他の医療関係者との連携） 第４５条 救急救命士はその業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	地域医療機関連携事業		

事業概要	医師会、救急医療機関、消防本部が参画する湘南地区メディカルコントロール協議会は、救急隊員が救急活動における応急処置等の質を保ち、適正な医療を確保するための仕組みで、その運用に係る事務を行います。また、保健所、茅ヶ崎市内の二次医療機関と緊密な連携をとり、地域救急医療体制の充実を図ります。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	湘南地区メディカルコントロール協議会事務	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	災害派遣医療チーム保険加入	事務作業全般		■										
3	医療機関との連絡調整	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・救急救命士法 （他の医療関係者との連携） 第４５条 救急救命士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	救急事務管理事業		

事業概要	安定した救急体制を維持して救急業務が円滑に行えるよう、保険加入や感染防止対策、各種運用基準などを整えます。救急関係の統計調査を行い、多様化する救急需要の傾向と対策を検討します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	各種運用基準等の見直し	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	感染性産業廃棄物処理委託	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	救急救命士賠償責任保険加入	事務作業全般				■			■	■				
4	救急統計調査	統計調査・集計	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第３条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 第１２条 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める基準に従わなければならない。 第１２条の３ 産業廃棄物を生ずる事業者が運搬又は処分を他人に委託する場合には、受託した者に対し、産業廃棄物の種類及び数量、受託した者の氏名または名称を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。 第１２条の２第８項 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は当該事務事業場に係る当該特別管理産業廃棄物管理者を置かなければならない。

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	警防事務の管理		

事業概要	県下消防相互応援協定などの他市町との協定及び災害時協力事業所などの外部関係団体との協定の締結、協定内容の確認、具体的運用方法の決定など、消防部隊が迅速かつ確実に災害活動するために必要な環境を整備します。特に、大規模災害が発生した場合に設置される消防対策本部の運用に係る事務、緊急消防援助隊の派遣や要請に係る準備事務などを行います。 消防部全体に係る消防訓練として、消防救助技術指導会や外部機関との連携訓練の企画立案及び計画策定を行います。 また、大岡越前祭、浜降祭、花火大会等のイベント開催時の消防警備計画を策定し、警備にあたります。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	緊急消防援助隊資機材点検	事務作業全般					■	■	■					
2	緊急消防援助隊訓練事務	事務作業全般						■	■	■				
3	各種応援協定の事務	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	消防救助統計調査	統計調査・集計	■	■	■									
5	消防計画・各種要綱の見直し	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■					
6	消防救助技術指導会等の訓練事務	事務作業全般	■	■	■	■	■							
7	外部機関との連携訓練事務	事務作業全般				■	■	■	■	■	■	■		
8	各種イベント警備計画策定及び警備警戒	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■				
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・消防組織法第３９条 市町村の消防の相互の応援に関する規定 ・消防組織法第４４条、第４５条 緊急消防援助隊等に関する規定 ・消防組織法第４０条 消防統計等の報告に関する規定

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	救急ワークステーションの設置（計画）		

事業概要	茅ヶ崎市立病院と救急ワークステーションの設置及び運用開始に向けた協議を継続的に行います。救急ワークステーション設置後における地域医療の連携強化、救急救命士の教育体制について運用計画を検討します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	進捗状況確認の会議	事務作業全般				■								
2	運用計画の検討	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・救急救命士法 （他の医療関係者との連携） 第４５条 救急救命士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	自治会訓練に関する事業		

事業概要	大規模地震時に発生する火災に対して、市民が移動式ホース格納箱等を活用し消火活動ができるようにするため、自治会が企画、実施する訓練の指導を行います。また、訓練を推進することで地域防災力の向上を図ります。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	職員・団員派遣依頼の受付	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	職員・団員の指導による訓練の実施	現場調査・訪問	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	安心カプセル・安心カード推進事業		

事業概要	ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方の世帯を主な対象に安心カプセル・安心カード配布することで、万一の緊急時、救急活動において必要な情報を得ることができ、迅速な搬送を可能にします。イベント開催時における普及啓発活動や、市ホームページなどで広報を行うとともに、福祉部局と連携しつつ公共施設窓口等での配布を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	安心カプセル・安心カードの広報	周知・広報	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	安心カプセル・安心カードの配布	周知・広報	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	イベント等を活用した普及啓発活動	周知・広報						■		■		■		
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	開発行為に関する事務		

事業概要	特定開発行為許可申請に伴い、施設管理者として消防水利及び消防活動空地の設置につき協議や行政指導を行い、消防活動に支障のないよう必要な施設の整備水準を維持します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	開発行為に係る協議、同意、行政指導	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・都市計画法第３２条 第１項 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。 第２項 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。 第３項 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。 ・茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第10条 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について市長と協議しなければならない。 (1)　第3章第1節に規定する公共施設の設置及びその管理 (2)　第3章第2節に規定する公益的施設の設置又は整備及びその管理 (3)　第36条に規定する緑化 (4)　第37条に規定する農業用水の保全

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	救急活動広報事業		

事業概要	救急車の適正な利用方法や、事故を未然に防ぐ予防救急などについて、イベント開催時に普及啓発活動を行い、救急出動件数の抑制を図ります。また、消防車両による巡回のほか、広報紙や市ホームページ等により広報を継続的に行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	救急車適正利用ポスターの掲示	周知・広報	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	適正利用広報マグネットの車両貼付	周知・広報	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	熱中症予防広報マグネットの車両貼付	周知・広報		■	■	■	■	■						
4	イベント等を活用した普及啓発活動	周知・広報						■		■		■		
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	消防部	課かい名	警防救命課
事務事業名	消防水利整備事業		

事業概要	迅速な消火活動を可能とするため、新たに消防水利（消火栓及び防火水槽）を設置するほか、使用困難等の理由により不要となった消防水利の解体や撤去を行います。 消火栓については、水道事業者と連携を図っていくとともに、賃貸借契約を締結している防火水槽用地については、所有者と円滑な協議を行い事務を遂行します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	新設箇所の調査	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	移設、撤去、解体を要する水利の分析	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	土地所有者との協議	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	解体を要する水利の工事契約	事務作業全般									■	■	■	■
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・消防法第20条第2項 消防に必要な水利施設は当該市町村がこれを設置し、維持及び管理するものとする。ただし、水道については、当該水道の管理者がこれを設置し、維持及び管理するものとする。 ・水道法第24条第2項 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。